

令和6年度

行政監査報告書

歳入歳出外現金について

福島市監査委員

6 監 第 8 6 号
令和7年2月27日

福島市議会議長	萩原太郎様
福島市長	木幡浩様
福島市教育委員会教育長	佐藤秀美様
福島市選挙管理委員会委員長	安倍誠一様
福島市農業委員会会長	中村謙一様

福島市監査委員	佐藤博美
//	佐藤成
//	尾形武
//	丹治誠

監査の結果に関する報告について

このことについて、地方自治法第 199 条第 2 項の規定による行政監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

目 次

第1	監査の概要	
1	準拠している基準	1
2	監査の種類	1
3	監査のテーマ	1
4	監査の目的	1
5	監査の対象及び範囲	1
6	監査の主な着眼点	2
7	監査の主な実施内容	2
8	監査の実施場所及び日程	2
9	歳計外現金の概要	2
10	歳計外現金の受払執行状況	3
11	歳計外現金の所管課等	4
第2	監査の結果	6
1	調査票による調査	6
2	個別調査	13
(1)	会計課に対する調査	14
(2)	所管課等に対する調査	16
【No.1】	源泉徴収所得税（総務部人事課）	17
【No.2】	厚生年金及び健康保険料（総務部人事課）	17
【No.3】	雇用保険料（総務部人事課）	18
【No.4】	特別徴収市県民税（総務部人事課）	19
【No.5】	共済組合掛金等（総務部人事課）	19
【No.6】	心身障害者扶養共済制度掛金（健康福祉部障がい福祉課）	20
【No.7】	その他の徴収金（財務部納税課）	20
【No.8】	その他の徴収金（市民・文化スポーツ部市民課）	21
【No.9】	その他の徴収金（市民・文化スポーツ部スマート窓口推進課）	22
【No.10】	入札及び契約保証金（財務部管財課）	22
【No.11】	入札及び契約保証金（農政部市場管理課）	23
【No.12】	入札及び契約保証金（市民・文化スポーツ部市民課）	23
【No.13】	入札及び契約保証金（市民・文化スポーツ部スマート窓口推進課）	24
【No.14】	入札及び契約保証金（市民・文化スポーツ部定住交流課）	25
【No.15】	入札及び契約保証金（環境部環境課）	25
【No.16】	入札及び契約保証金（環境部あぶくまクリーンセンター）	26
【No.17】	入札及び契約保証金（環境部環境施設整備室）	26
【No.18】	入札及び契約保証金（建設部道路保全課）	27

【No.19】 入札及び契約保証金（都市政策部交通政策課）	28
【No.20】 入札及び契約保証金（都市政策部公園緑地課）	28
【No.21】 入札及び契約保証金（教育委員会学校教育課）	29
【No.22】 入札及び契約保証金（教育委員会教育施設管理課）	29
【No.23】 その他の保証金（財務部納税課）	30
【No.24】 差押物件公売代金（財務部納税課）	31
【No.25】 市営住宅の敷金（都市政策部住宅政策課）	31
【No.26】 市町村職員共済組合貸付金等（総務部人事課）	32
【No.27】 事業主負担金（総務部人事課）	32
【No.28】 消防団員退職報償金等（消防本部消防総務課）	33
【No.29】 その他の保管金（総務部人事課）	34
【No.30】 その他の保管金（財務部納税課）	35
【No.31】 その他の保管金（健康福祉部共生社会推進課）	35
【No.32】 その他の保管金（健康福祉部生活福祉課）	36
【No.33】 その他の保管金（健康福祉部長寿福祉課）	37
【No.34】 その他の保管金（健康福祉部保健総務課）	37
【No.35】 その他の保管金（こども未来部幼稚園・保育課）	38
【No.36】 その他の保管金（都市政策部住宅政策課）	38
【No.37】 その他の保管金（教育委員会学校教育課）	39
【No.38】 預り保証金（都市政策部下水道総務課）	39
【No.39】 その他預り金（都市政策部下水道総務課）	40
【No.40】 その他預り金（都市政策部下水道総務課）	40

第3 むすび

1 改善や検討を要する事項	42
2 総括	43

第1 監査の概要

1 準拠している基準

福島市監査基準

2 監査の種類

地方自治法第199条第2項に基づく行政監査

3 監査のテーマ

歳入歳出外現金について

4 監査の目的

普通地方公共団体の所有に属しない現金である歳入歳出外現金（以下歳計外現金という）は、債権の担保として徴するもののほか、法律又は政令の規定によるものでなければ、これを保管することができず（地方自治法第235条の4第2項）、その出納及び保管は、歳計現金の出納及び保管の例により行わなければならない（地方自治法施行令第168条の7第3項）。

歳計現金同様、その管理については、法令に則って適正な事務執行が徹底されなければならないが、調定や支出負担行為などの事務手続きが行われないこと、また、議会の予算・決算審議の対象とならないため、歳計外現金を保管している所属以外のチェック機能が十分に働く機会が少なく、本市においても、令和6年2月に、工事契約保証金の返還漏れが発生した事例があった。

例月出納検査において、毎月、歳計外現金を含む現金預金の出納状況を検査しているものの、予算・決算には計上されない歳計外現金の個別の内容や管理状況等については、これまでも監査を行っておらず、その実態が調査・検証されていない状況となっている。

このような状況を踏まえ、本市における歳計外現金の取扱い及び管理状況を確認し、今後の適正な事務に資することを目的として監査を実施するものである。

5 監査の対象及び範囲

監査対象の歳計外現金は、福島市財務規則（平成15年3月28日規則第34号以下「財務規則」という）第143条第2項第1号に規定する歳計外現金のうち、令和5年6月1日から令和6年5月31日の期間になされた受払（同期間中の受払が口座振込不能時の組戻処理のみのものは含まず、受払はなかったが令和6年5月31日時点で残高があるものを含む）のあるものとした。

具体的な監査対象の歳計外現金及び所管課等は4ページ「表2 監査対象の歳計外現金及び監査対象所管課等」のとおりである。

6 監査の主な着眼点

- (1) 歳計外現金を取り扱うことに法令の根拠は有しているか。
- (2) 根拠に基づき、正確に金額が算定され、適切に収支の事務が行われているか。
- (3) 受入れの内容、相手方、時期等が適正に把握、管理されているか。
- (4) 払出しの内容、相手方、時期等が適正に把握、管理されているか。
- (5) 残高の内訳に不明なものはないか。
- (6) 長期間滞留している金額はないか。

7 監査の主な実施内容

- (1) 上記着眼点に基づき、共通の質問について調査票を作成し、所管課等に対して調査票及び関係資料の提出を求めた。
- (2) 調査票の回答に基づき、現金の出納及び保管を所掌する会計課及び個別調査の対象とした歳計外現金 40 科目について、詳細な調査を行うとともに、必要に応じ担当者から説明を聴取した。

8 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所
福島市役所
- (2) 日程
令和 6 年 7 月 19 日から令和 7 年 2 月 26 日まで

9 歳計外現金の概要

本市における歳計外現金は、財務規則第 143 条において 6 項目に区分し整理されており、その内訳について規定している。また、財務会計システムにおいては「歳計外現金会計」として 1 会計を割り当て、第 1 款から第 6 款まで設定している。款の下には項、目が設定されており、監査対象期間に受払実績及び残高のない款、項、目も財務会計システム上に存在する。

また、下水道事業及び農業集落排水事業における歳計外現金については、福島市下水道等事業の財務に関する特例を定める規則（平成 28 年 3 月 31 日規則第 57 号）第 66 条において 3 項目に区分し整理している。財務会計システムにおいては、第 31 款から第 33 款まで設定しており、款の下には項、目が設定されている。

10 歳計外現金の受払執行状況

表1 監査対象の歳計外現金の受払執行状況

(円)

款	令和5年5月末 出納簿残高	受入額	払出額	令和6年5月末 出納簿残高	令和6年5月末 システム残高	出納簿とシステム の差額
受託等徴収金	85,570,538	13,899,221,776	13,891,633,392	93,158,922	92,425,110	△733,812
保証金	94,333,290	154,554,664	150,041,104	98,846,850	98,846,850	0
差押物件公売 代金	572,230	259,433,136	258,830,389	1,174,977	3,406,089	2,231,112
担保	2,000,000	0	0	2,000,000	2,000,000	0
市営住宅の 敷金	104,968,563	210,200	98,154,660	7,024,103	7,024,103	0
保管金	103,463,783	895,102,903	984,101,665	14,465,021	14,199,587	△265,434
下水道事業 流動負債	106,382	8,515,291	4,734,449	3,887,224	3,887,224	0
農業集落排水 事業流動負債	40,060	73,838	70,393	43,505	43,505	0
下水道事業 固定負債	990,000	0	0	990,000	990,000	0
合計	392,044,846	15,217,111,808	15,387,566,052	221,590,602	222,822,468	1,231,866

今回の調査では、歳計外現金額を具体的に調べるため、令和5年5月末及び令和6年5月末の現金出納簿残高及びその間の受払い金額について、財務会計システム上のデータと突合した。

財務会計システム上の令和6年5月末時点の残高合計は222,822,468円であり、現金出納簿上の残高とは1,231,866円の差額が生じている。この差額の内訳は、受託等徴収金△733,812円、差押物件公売代金2,231,112円、保管金△265,434円であるが、差押物件公売代金の差額全額と保管金のうち3,604円については、財務会計システムへ反映するタイムラグによるものであるため、実際の差額は受託等徴収金△733,812円、保管金△269,038円である。この差額内訳については、いずれも人事課所管の科目に係るものであり、人事課において、差額が発生した経緯について調査を行った。

調査の結果、現金出納簿残高については、現金出納簿の記載に誤りがあったため修正し、財務会計システム残高の過不足額については、正規の費目からの支出や職員への還付・徴収を行うことによって、いずれの残高も内訳不明のない正しい残高となり、令和6年9月末現在この差異は解消されている。

11 歳計外現金の所管課等

表2 監査対象の歳計外現金及び監査対象所管課等

款	項	目	所管課等
受託等徴収金	源泉徴収所得税	源泉徴収所得税	人事課
受託等徴収金	厚生年金及び健康保険料	厚生年金及び健康保険料	人事課
受託等徴収金	雇用保険料	雇用保険料	人事課
受託等徴収金	特別徴収市県民税	特別徴収市県民税	人事課
			納税課
受託等徴収金	共済組合掛金等	共済組合掛金等	人事課
受託等徴収金	心身障害者扶養共済制度掛金	心身障害者扶養共済制度掛金	障がい福祉課
受託等徴収金	その他の徴収金	その他の徴収金	納税課
			市民課
			スマート窓口推進課
保証金	入札及び契約保証金	入札及び契約保証金	デジタル推進課
			管財課
			財産マネジメント推進課
			にぎわい商業課
			市場管理課
			市民課
			スマート窓口推進課
			定住交流課
			文化振興課
			環境課
			ごみ減量推進課
			あぶくまクリーンセンター
			環境再生推進課
			環境施設整備室
			生活福祉課
			介護保険課
			衛生課
			道路保全課
			道路建設課
			河川課
			交通政策課
			公園緑地課
			学校教育課
			教育施設管理課
			教育研修課

保証金	その他の保証金	その他の保証金	納税課
差押物件公売代金	差押物件公売代金	差押物件公売代金	納税課
			障がい福祉課
			幼稚園・保育課
担保	指定金融機関等の提供した担保	指定金融機関等の提供した担保	会計課
市営住宅の敷金	市営住宅の敷金	市営住宅の敷金	住宅政策課
保管金	市町村職員共済組合貸付金等	市町村職員共済組合貸付金等	人事課
保管金	事業主負担金	事業主負担金	人事課
保管金	消防団員退職報償金等	消防団員退職報償金等	消防総務課
保管金	その他の保管金	その他の保管金	人事課
			納税課
			共生社会推進課
			生活福祉課
			長寿福祉課
			保健総務課
			幼稚園・保育課
			住宅政策課
下水道事業流動負債	預り金	預り保証金	下水道総務課
			下水道管理センター
下水道事業流動負債	預り金	その他預り金	下水道総務課
農業集落排水事業流動負債	預り金	その他預り金	下水道総務課
下水道事業固定負債	その他固定負債	その他固定負債	下水道総務課

※所属の名称については、令和6年度の組織名称で表記している。

第2 監査の結果

1 調査票による調査

監査対象とした歳計外現金 58 件について、調査票による調査結果は次のとおりである。

(1) 根拠法令

歳計外現金を取り扱うことのできる根拠法令の有無については次のとおりである。

根拠法令について調査したところ、法律・政令以外の市財務規則等を保管の根拠として認識している事例が見られた。そのため、この表は各所管課等の回答を基に、一部を補ったものである。

款	項	目	根拠法令	所管課等
受託等徴収金	源泉徴収所得税	源泉徴収所得税	所得税法第 183 条第 1 項	人事課
	厚生年金及び健康保険料	厚生年金及び健康保険料	厚生年金保険法第 82 条第 2 項 健康保険法第 161 条第 2 項	人事課
	雇用保険料	雇用保険料	労働保険の保険料の徴収等に関する法律 第 15 条、第 19 条、第 32 条	人事課
	特別徴収市県民税	特別徴収市県民税	地方税法第 321 条の 5	人事課
			地方税法第 42 条	納税課（令和 5 年度まで）
	共済組合掛金等	共済組合掛金等	地方公務員等共済組合法第 115 条	人事課
	心身障害者扶養共済制度掛金	心身障害者扶養共済制度掛金	独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 2 項 独立行政法人福祉医療機構法施行令第 7 条	障がい福祉課
	その他の徴収金	その他の徴収金	地方税法第 42 条	納税課（令和 6 年度から）
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 18 条の 2 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 67 条第 3 項			市民課 スマート窓口推進課	
保証金	入札及び契約保証金	入札及び契約保証金	地方自治法施行令第 167 条の 7 第 1 項、第 167 条の 16 第 1 項	デジタル推進課 管財課 財産マネジメント推進課 にぎわい商業課 市場管理課 市民課 スマート窓口推進課 定住交流課 文化振興課 環境課 ごみ減量推進課 あぶくまクリーンセンター 環境再生推進課 環境施設整備室 生活福祉課 介護保険課 衛生課 道路保全課 道路建設課 河川課 交通政策課 公園緑地課 学校教育課 教育施設管理課 教育研修課
	その他の保証金	その他の保証金	国税徴収法第 100 条	納税課
差押物件公売代金	差押物件公売代金	差押物件公売代金	国税徴収法第 47 条第 1 項、第 67 条、第 115 条第 1 項及び第 3 項、第 128 条、第 129 条	納税課

			障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 8 条 地方自治法第 231 条の 3 第 3 項 国税徴収法第 67 条	障がい福祉課
			子ども・子育て支援法附則第 6 条 児童福祉法第 56 条	幼稚園・保育課
担保	指定金融機関等の提供した担保	指定金融機関等の提供した担保	地方自治法施行令第 168 条の 2 第 3 項	会計課
市営住宅の敷金	市営住宅の敷金	市営住宅の敷金	公営住宅法第 18 条第 1 項	住宅政策課
保管金	市町村職員共済組合貸付金等 事業主負担金	市町村職員共済組合貸付金等 事業主負担金	地方公務員等共済組合法第 112 条第 1 項	人事課
			地方公務員等共済組合法第 116 条 地方公務員災害補償法第 69 条 地方公務員災害補償法施行規則第 42 条	人事課
	消防団員退職報償金等	消防団員退職報償金等	消防組織法第 25 条	消防総務課
	その他の保管金	その他の保管金	勤労者財産形成促進法第 6 条 地方公務員法第 25 条第 2 項 地方公務員等共済組合法第 112 条第 1 項 厚生年金保険法第 82 条第 2 項 健康保険法第 161 条第 2 項 子ども・子育て支援法第 71 条	人事課
			国税徴収法第 47 条第 1 項、地方税法第 17 条	納税課
			高齢者の医療の確保に関する法律第 84 条第 1 項、第 85 条第 1 項	共生社会推進課
			生活保護法第 37 条の 2 生活保護法第 76 条第 1 項 行旅病人及び行旅死亡人取扱法第 12 条	生活福祉課
			老人福祉法第 27 条	長寿福祉課
			なし	保健総務課
			独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第 4 条第 5 項 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令附則第 5 条	幼稚園・保育課
			独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第 4 条第 5 項	学校教育課
			民事執行法第 14 条	住宅政策課
下水道事業流動負債	預り金	預り保証金	地方公営企業法施行令第 21 条の 14 地方自治法施行令第 167 条の 7 第 1 項、第 167 条の 16 第 1 項	下水道総務課 下水道管理センター
下水道事業流動負債	預り金	その他預り金	地方公営企業法第 21 条 国税徴収法第 67 条	下水道総務課
農業集落排水事業流動負債	預り金	その他預り金	地方公営企業法第 21 条	下水道総務課
下水道事業固定負債	その他固定負債	その他固定負債	地方公営企業法施行令第 22 条の 3 第 2 項	下水道総務課

「保管金/その他の保管金」について、保健総務課では、手数料徴収の際に生じた過誤納金を保管していた。このような現金を歳計外現金として取り扱うことのできる法律又は政令の規定はなかった。

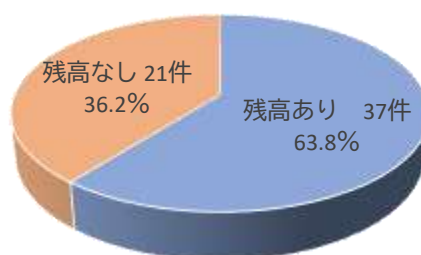
(2) 財務会計システムにおける歳計外現金の残高の状況

令和6年5月末時点における歳計外現金の残高の状況は次のとおりである。

(単位：件、%)

区分	残高あり	残高なし	合計
件数	37	21	58
構成比	63.8%	36.2%	100.0%

財務会計システムにおける歳計外現金の残高の状況



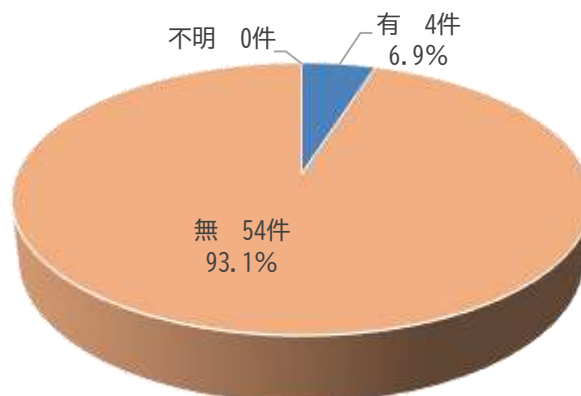
(3) 未収金の状況

定められた期日までに納入されていない未収金の有無は次のとおりであり、未収が生じているものが4件確認された。

(単位：件、%)

区分	有	無	不明	合計
件数	4	54	0	58
構成比	6.9%	93.1%	0.0%	100.0%

定められた期日までに納入されていない未収金の有無



(4) 未払金の状況

定められた期日までに払い出しされていない未払金の有無については次のとおりである。

(単位：件、%)

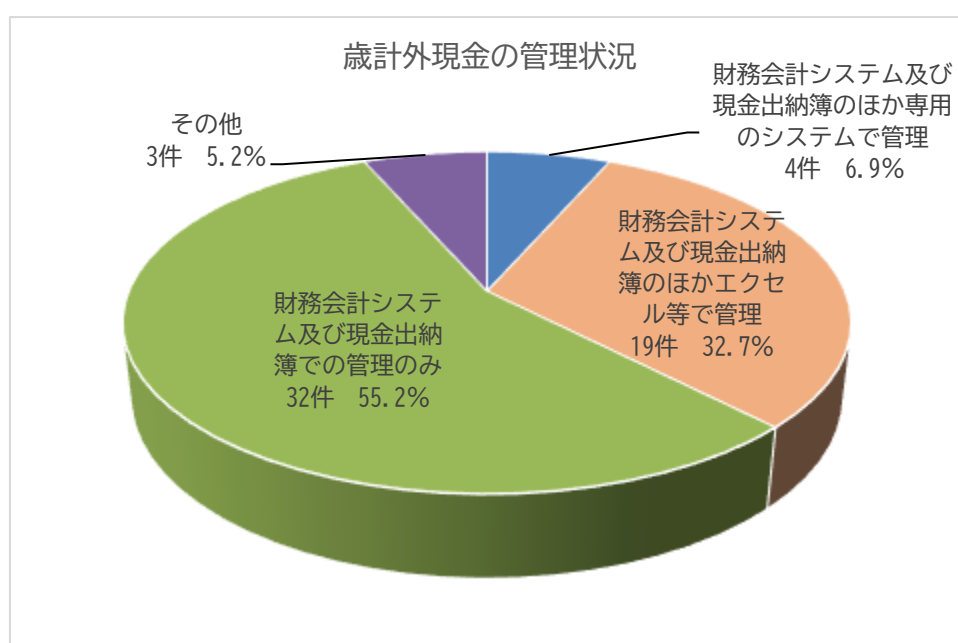
区分	有	無	不明	合計
件数	0	58	0	58
構成比	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%

(5) 歳計外現金の管理状況

歳計外現金の出納及び保管の管理状況について、半数以上の歳計外科目（32 件 55.2%）において財務会計システム及び現金出納簿での管理のみであった。主な理由として、取扱件数が少なく、管理が複雑でないことが挙げられた。なお、「その他」の3件（5.2%）においては、紙台帳での管理が2件、独立行政法人日本スポーツ振興センターのウェブサイトでの管理が1件であった。

(単位：件、%)

区分	財務会計システム及び現金出納簿のほか専用のシステムで管理	財務会計システム及び現金出納簿のほかエクセル等で管理	財務会計システム及び現金出納簿での管理のみ	その他	合計
件数	4	19	32	3	58
構成比	6.9%	32.7%	55.2%	5.2%	100.0%

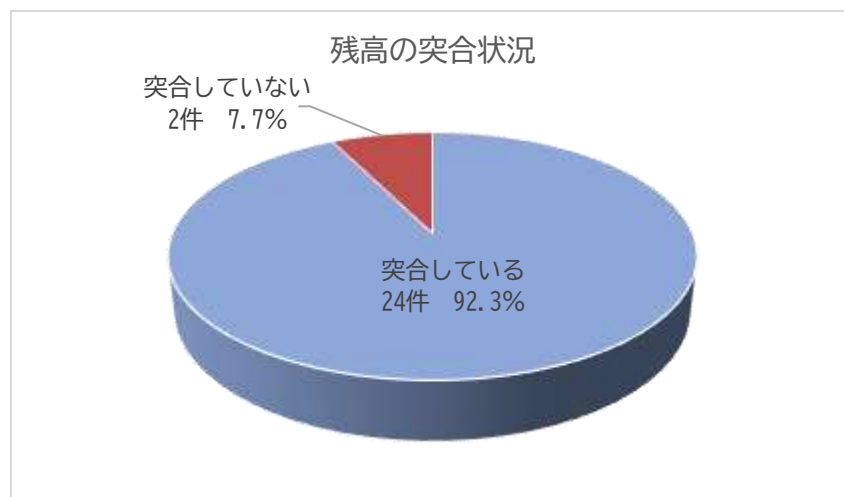


(6) 残高の突合状況

(5) で専用システムやエクセルファイル等、その他により管理していると回答した 26 件のうち、ほとんどの科目 (24 件、92.3%) で残高の突合が行われていた。

(単位：件、%)

区分	突合している	突合していない	合計
件数	24	2	26
構成比	92.3%	7.7%	100.0%

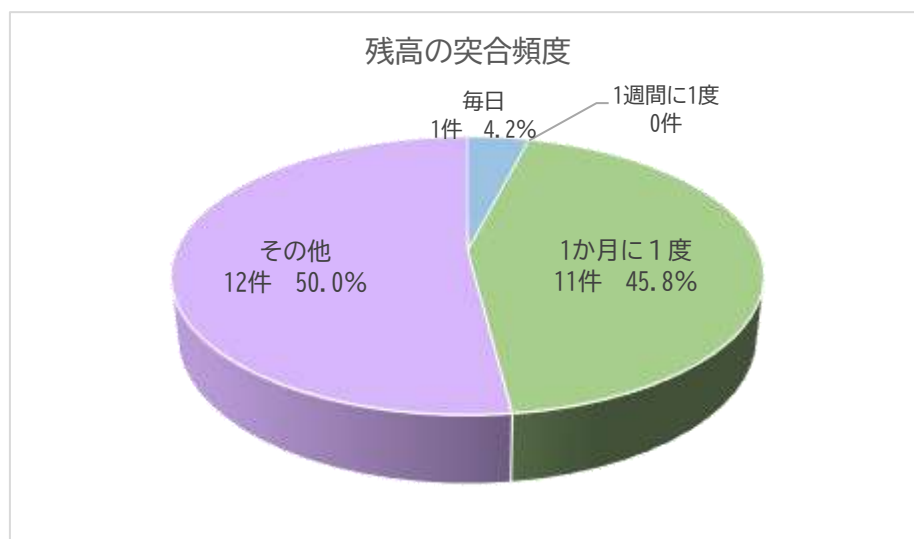


(7) 残高の突合頻度

(6) で「突合している」と回答した 24 件における突合の頻度については、「その他」(12 件、50.0%) が最も多く、主に「受払いの都度突合している」との回答が多かった。

(単位：件、%)

区分	毎日	1週間に1度	1か月に1度	その他	合計
件数	1	0	11	12	24
構成比	4.2%	0.0%	45.8%	50.0%	100.0%



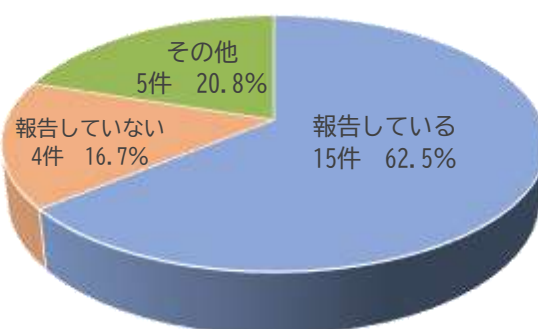
(8) 突合により確認した残高の所属長への報告状況

(6) で「突合している」と回答した 24 件における突合結果の所属長への報告について、15 件 (62.5%) で報告が行われていた。なお、その他の 5 件 (20.8%) においては、所属長への報告は現金出納簿の決裁時に行っているとの回答であった。

(単位：件、%)

区分	報告している	報告していない	その他	合計
件数	15	4	5	24
構成比	62.5%	16.7%	20.8%	100.0%

突合により確認した残高の所属長への報告



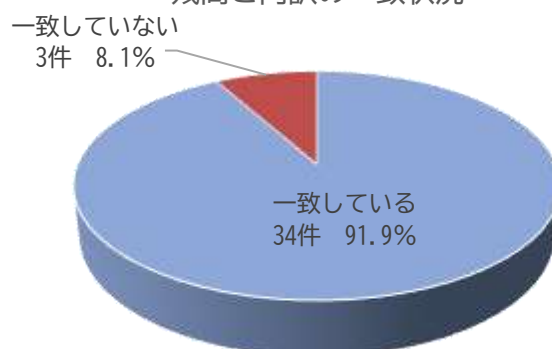
(9) 残高の一致状況

令和 6 年 5 月末時点で現金出納簿における残高が生じている 37 件の残高と内訳の一致状況については、34 件 (91.9%) の科目で一致している。

(単位：件、%)

区分	一致している	一致していない	合計
件数	34	3	37
構成比	91.9%	8.1%	100.0%

残高と内訳の一致状況



(10) 残高不一致の原因の特定状況

現金出納簿の残高と内訳が一致していない3件における原因の特定状況においては、次のとおりである。なお、特定していないと回答した3件については、本行政監査の調査票回答後、現金出納簿の修正や正規の費目からの支出等を行い、9月末時点において残高の差異は解消されている。

(単位：件、%)

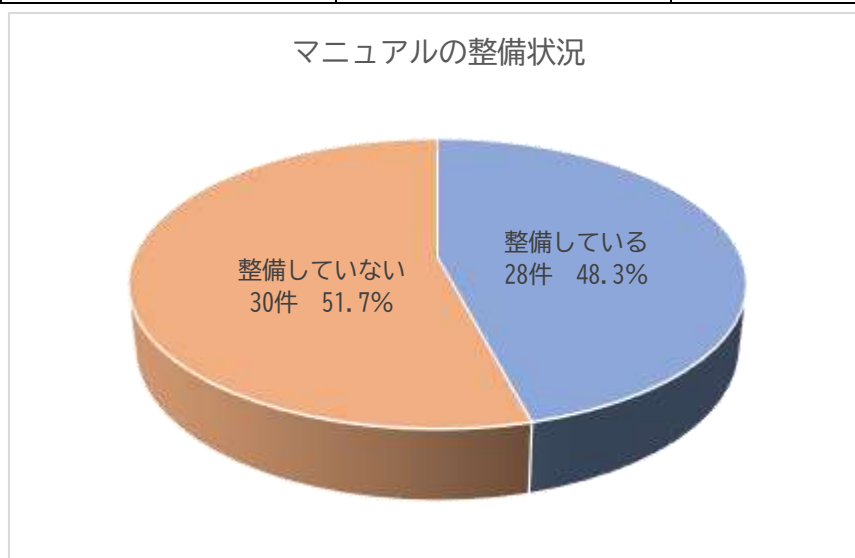
区分	特定している	特定していない	合計
件数	0	3	3
構成比	0.0%	100.0%	100.0%

(11) マニュアルの整備状況

歳計外現金の取扱いに関するマニュアルの整備状況については、約半数の科目でマニュアルが整備されていた。整備していない主な理由としては、取扱件数が少なく、容易に管理ができることなどが挙げられた。整備していないと回答した所管課等の今後のマニュアル整備の考え方については、「整備の予定はない」と回答した所属が半数以上を占めた。

(単位：件、%)

区分	整備している	整備していない	合計
件数	28	30	58
構成比	48.3%	51.7%	100.0%



2 個別調査

調査票調査の結果を踏まえ、現金の出納及び保管を所掌する会計課（福島市行政組織規則第 17 条の 2）及び次のいずれかの要件に該当する歳計外科目を対象として、より詳細な内容を調査するため、個別調査を行った。

- ①令和 6 年 5 月末時点で残高が生じているもの
 - ②財務会計システム及び現金出納簿以外でも管理しているもの
 - ③受入れに係る未納が生じているもの（未納の有無が不明なものを含む）
 - ④払出しに係る未払いが生じているもの（未払いの有無が不明であるものを含む）
- 対象とした歳計外科目及び所管課等は次のとおりである。

No.	科目（目）	所管部	所管課等	該当項目
1	源泉徴収所得税	総務部	人事課	①②
2	厚生年金及び健康保険料	総務部	人事課	①②③
3	雇用保険料	総務部	人事課	①②
4	特別徴収市県民税	総務部	人事課	①②
5	共済組合掛金等	総務部	人事課	①②③
6	心身障害者扶養共済制度掛金	健康福祉部	障がい福祉課	①
7	その他の徴収金	財務部	納税課	①
8	その他の徴収金	市民・文化スポーツ部	市民課	①②
9	その他の徴収金	市民・文化スポーツ部	スマート窓口推進課	①②
10	入札及び契約保証金	財務部	管財課	①②
11	入札及び契約保証金	農政部	市場管理課	①②
12	入札及び契約保証金	市民・文化スポーツ部	市民課	②
13	入札及び契約保証金	市民・文化スポーツ部	スマート窓口推進課	②
14	入札及び契約保証金	市民・文化スポーツ部	定住交流課	①
15	入札及び契約保証金	環境部	環境課	①
16	入札及び契約保証金	環境部	あぶくまクリーンセンター	①
17	入札及び契約保証金	環境部	環境施設整備室	①
18	入札及び契約保証金	建設部	道路保全課	①
19	入札及び契約保証金	都市政策部	交通政策課	①
20	入札及び契約保証金	都市政策部	公園緑地課	①
21	入札及び契約保証金	教育委員会	学校教育課	①②
22	入札及び契約保証金	教育委員会	教育施設管理課	①
23	その他の保証金	財務部	納税課	①
24	差押物件公売代金	財務部	納税課	①②
25	市営住宅の敷金	都市政策部	住宅政策課	①②
26	市町村職員共済組合貸付金等	総務部	人事課	②
27	事業主負担金	総務部	人事課	①②

28	消防団員退職報償金等	消防本部	消防総務課	①
29	その他の保管金	総務部	人事課	①②③
30	その他の保管金	財務部	納税課	①
31	その他の保管金	健康福祉部	共生社会推進課	①②
32	その他の保管金	健康福祉部	生活福祉課	①③
33	その他の保管金	健康福祉部	長寿福祉課	①
34	その他の保管金	健康福祉部	保健総務課	①②
35	その他の保管金	こども未来部	幼稚園・保育課	①②
36	その他の保管金	都市政策部	住宅政策課	①②
37	その他の保管金	教育委員会	学校教育課	①②
38	下水道事業・預り保証金	都市政策部	下水道総務課	①②
39	下水道事業・その他預り金	都市政策部	下水道総務課	①②
40	農業集落排水事業・その他預り金	都市政策部	下水道総務課	①②

(1) 会計課に対する調査

①会計課における歳計外科目の受入れに係る事務処理、払出しに係る審査内容及び残高が不足している場合の払出しの可否について

ア 受入れに係る事務処理

●所管課等が発行した納入通知書等で受け入れる場合

会計課においては、納税課より提出された収入消込データを財務会計システムへ取り込む。

納税課において、財務収入明細書を庁内グループウェアの掲示板に掲示し、所管課等は、財務収入明細書を確認し、科目や金額の確認、現金出納簿を記入するなどの収入管理を行っている。

●一般・特別会計等から公金振替により歳計外現金として受入れる場合

会計課において、所管課等が起票した支出伝票に入力された控除の内容について誤りがないか審査し、公金振替の決定を行っている。

●未収管理について

未収がある場合、未収データは翌年度に自動繰越されないため、所管課等において未収管理を行い、必要に応じて翌会計年度の納入通知書を納入者へ送付している。

イ 払出しに係る審査内容

歳計外現金の払出しにあたっては、所管課等が財務会計システムによって支出命令を起票し、決裁権者の決裁を受けた後、会計課が定めた期限までに会計課に支出命令書を回送している。会計課においては、支出命令書及び関係資料により、一般・特別会計等と同様に次の観点から審査を行っている。

- (ア) 払出しの命令が権限ある者の決裁を受けているか。
- (イ) 払い出す金額に誤りがないか。(証拠書類等と払出命令書との間に相違がないか、証拠書類に積算誤りがないか等)
- (ウ) 払い出す相手方や時期が正しいか。
- (エ) 上記(イ)(ウ)を確認することができる資料が添付されているか。
- (オ) 現金出納簿残高が不足していないか。

ウ 残高が不足している場合の払出しの可否

現金出納簿残高が不足している場合は払出しをしていない。

エ その他

歳計外現金管理の実務としては、予算という仕組みがないために、財務会計システムにおいて収支の制御ができず(伝票上、科目全体の残高が表示される)、残高が翌年度に自動繰越されるため、所管課等に備える現金出納簿により収支の確認・繰越残高の内訳確認を行っている。

②歳計外現金の年度繰越にあたり、残高確認のために行っている取組み(所管課等への確認依頼など)について

令和6年2月末に行った、歳計外現金における残高の点検確認に際し、財務会計システムへ全所属分の残高データを一括抽出する機能を追加した。

各所属で確認できる財務会計システム残高は、未執行額を含むものであり、執行済額である預金残高は確認できない場合があるため、会計課が全所属分の財務会計システム残高データを一括で抽出し、各所属に備える現金出納簿残高との照合を容易にする形式に加工したうえで、残高チェックシートとして各所属へ毎月配付している。

また、残高チェックシート内では、歳計外現金取扱上の注意事項等を記載し、残高の内訳について常に把握し、支出や返還の時期を逸することのないよう、注意喚起を行っている。

③歳計外現金の取扱方法について、要領や基準を作成する考えはあるか

歳計外現金の取扱方法は、月末時点残高チェックシート、会計課が発行する「いろエンピツ通信」、会計事務担当者会議資料等で適宜示しており、新たに要領や基準を作成することは考えていない。

④歳計外現金の取扱方法について、職員向けのマニュアルを作成する考えはあるか

- ・歳計外現金の取扱方法の概要については、月末時点残高チェックシートにより周知を行っている。
- ・不特定の所属において突発的に発生しうる口座振込不能時の組戻処理については、マニュアルを作成しており、口座振込不能連絡票にグループウェア内のマニュアル掲載場所を記載している。また、処理遅延については、会計課から各所管課等へ処理の催促を適宜行っている。
- ・契約保証金の処理については、会計課と契約検査課でマニュアルを作成し、契約検査課から各所管課等へマニュアルの案内を行っている。
- ・これら以外の歳計外現金の取扱いについては、相談等には個別に対応するが、所管課等により事務の性質が異なるため、各所管課等においてマニュアル作成の可否を判断するものと考えている。

(2) 所管課等に対する調査

個別調査の対象とした歳計外科目 40 件について、調査にあたっての着眼点は次のとおりである。

①科目の概要

- ・根拠法令は適切か。条例、規則のみを根拠としていないか。
- ・誰から受入れ、誰に払う、どのような内容の現金なのか。

②受入れの流れ

- ・どのような流れで受入れの事務処理を行っているか。
(いつの時点で受け入れるか、受入れの方法、確認体制など)
- ・受入額の積算は適正か。
- ・納入通知書を発行している場合、相手方や納期限の設定は適切か。
- ・未収が生じている場合（納期限までに納入されていない場合）、どのような管理を行っているか。

※地方自治法第 240 条第 4 項第 6 号により、歳計外現金は債権管理の適用除外。

③払出しの流れ

- ・どのような流れで払出しの事務処理を行っているか。
(いつの時点で払出しをするか、払出しの方法、確認体制など)
- ・払出額の積算は適正か。
- ・払出しの相手方や期日は適正か。
- ・未払いが生じている場合（期日までに払い出されていない場合）、原因は特定しているか。これまでにどのように解消したのか。現在も解消されていない場合は、今後どのように対応するのか。

④残高の管理

- ・残高内訳はどのように管理、把握されているか。
- ・払出時期が想定されるものは、払出予定時期が管理されているか。

- ・受入額、払出額、残高それぞれの整合性がとれているか。
- ・残高が不一致の場合、把握している残高と比べ、どの程度の差額が生じているか。原因は特定しているか。原因を特定しておらず、調査中の場合、どのように進捗しているか。

⑤その他

- ・マニュアル等が整備されている場合、その内容や共有範囲は適切か。
- ・マニュアル等が整備されていない場合、事務がどのように引き継がれているのか。
- ・組織としての情報共有及び管理体制はどのように行われているのか。事務処理上の問題等が生じたことはないか。
- ・残高の不一致や未収、未払が生じるに至った事務処理上の課題は何か。

【No.1】源泉徴収所得税（総務部人事課）

1 根拠法令

所得税法第 183 条第 1 項

2 歳計外科目の概要

職員等に給与や報酬等を支払う際に源泉徴収した所得税を受入れ、翌月 10 日までに税務署へ一括納付するもの。

3 監査対象期間中の受払状況

【現金出納簿】

R5.5.31 残高	R5.6.1～R6.5.31 受入額	R5.6.1～R6.5.31 払出額	R6.5.31 残高
26,219,007 円	594,332,951 円	592,804,337 円	27,747,621 円

【執行済システム残高】

R6.5.31 残高
27,747,621 円

4 監査結果

監査対象期間中の受払額はすべて整合が図られていることを確認した。適正に処理されていた。

【No.2】厚生年金及び健康保険料（総務部人事課）

1 根拠法令

厚生年金保険法第 82 条第 2 項、健康保険法第 161 条第 2 項

2 歳計外科目の概要

職員に給与や報酬を支払う際に控除した社会保険料を受入れ、毎月末（月末が土日祝日の場合は翌営業日）までに厚生労働省年金局に支払うもの。

3 監査対象期間中の受払状況

【現金出納簿】

R5. 5. 31 残高	R5. 6. 1～R6. 5. 31 受入額	R5. 6. 1～R6. 5. 31 払出額	R6. 5. 31 残高
1, 883, 130 円	162, 966, 721 円	162, 871, 182 円	1, 978, 669 円

【執行済システム残高】

R6. 5. 31 残高
1, 723, 614 円

4 監査結果

監査対象期間中の受払額はすべて整合が図られていることを確認したが、1, 978, 669 円の現金出納簿残高及び 1, 723, 614 円の財務会計システム残高が生じていた。

人事課の調査により、現金出納簿残高は記載誤りのため修正した。また、財務会計システム残高については、平成 13 年からの残高不足を確認し、支出費目の誤りによるものと判明した。令和 6 年 7 月に、翌月支払い分を除く社会保険料を正規の費目より支出することによって、令和 6 年 9 月末現在、財務会計システム残高と現金出納簿残高は内訳不明のない正しい残高となり、差異は解消している。

また、退職した職員に係る未収金を 1 件確認した。教育委員会の職員であったため督促は教育委員会で行っている。

【No.3】雇用保険料（総務部人事課）

1 根拠法令

労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 15 条、第 19 条、第 32 条

2 歳計外科目の概要

会計年度任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員のうち、一週間あたりの勤務時間が 20 時間以上で、かつ 31 日以上雇用見込みのある職員の雇用保険料に係るもので、給与支給日後に採用された等の理由により随時給与等を支給する場合、職員に支払う給与等から雇用保険料を控除し、本科目で受入れた後、一般会計の歳入(社会保険料納付金)に収納するもの。

なお、先に歳出予算の共済費から事業主負担分と本人負担分を合算した雇用保険料を労働局へ納付している。

3 監査対象期間中の受払状況

【現金出納簿】

R5. 5. 31 残高	R5. 6. 1～R6. 5. 31 受入額	R5. 6. 1～R6. 5. 31 払出額	R6. 5. 31 残高
787 円	10, 929 円	11, 716 円	0 円

【執行済システム残高】

R6. 5. 31 残高
0 円

4 監査結果

監査対象期間中の受払額はすべて整合が図られていることを確認した。適正に処理されていた。

【No.4】特別徴収市県民税（総務部人事課）

1 根拠法令

地方税法第 42 条、第 321 条の 5

2 歳計外科目の概要

職員に給与や報酬を支払う際に特別徴収した個人住民税を受入れ、翌月 10 日までに該当市町村へ一括納付するもの。

3 監査対象期間中の受払状況

【現金出納簿】

R5. 5. 31 残高	R5. 6. 1～R6. 5. 31 受入額	R5. 6. 1～R6. 5. 31 払出額	R6. 5. 31 残高
47, 302, 200 円	615, 049, 000 円	612, 098, 900 円	50, 252, 300 円

【執行済システム残高】

R6. 5. 31 残高
50, 252, 300 円

4 監査結果

監査対象期間中の受払額はすべて整合が図られていることを確認した。適正に処理されていた。

【No.5】共済組合掛金等（総務部人事課）

1 根拠法令

地方公務員等共済組合法第 115 条

2 歳計外科目の概要

職員に給与や報酬を支払う際に控除した掛金を受入れ、毎月 25 日（25 日が土日祝日の場合は前営業日）に福島県市町村職員共済組合に支払うもの。

3 監査対象期間中の受払状況

【現金出納簿】

R5. 5. 31 残高	R5. 6. 1～R6. 5. 31 受入額	R5. 6. 1～R6. 5. 31 払出額	R6. 5. 31 残高
2, 044 円	2, 247, 783, 932 円	2, 247, 783, 932 円	2, 044 円

【執行済システム残高】

R6. 5. 31 残高
△476, 713 円

4 監査結果

監査対象期間中の受払額はすべて整合が図られていることを確認したが、2,044 円の現金出納簿残高及び△476,713 円の財務会計システム残高が生じていた。

人事課の調査により、現金出納簿残高は記載誤りのため修正した。また、財務会計システム残高については、平成 22 年からの残高不足を確認し、支出費目の誤りによるものと判明した。令和 6 年 6 月に正規の費目より不足額を支出することによって、令和 6 年 9 月末現在、財務会計システム残高と現金出納簿残高は内訳不明のない正しい残高となり、差異は解消している。また、休職中の職員に係る未収金を 1 件確認した。督促は人事課で行っている。

【No.6】心身障害者扶養共済制度掛金（健康福祉部障がい福祉課）

1 根拠法令

独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 2 項

独立行政法人福祉医療機構法施行令第 7 条

2 歳計外科目の概要

福島県心身障害者扶養共済制度は、障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡又は重度障害となったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する任意加入の制度であり、県が実施している。市では、納付対象者に納入通知書を発行し、本科目に納付金を一時保管したうえ、毎月送付される納付書により県に納入するものである。

3 監査対象期間中の受払状況

【現金出納簿】

R5.5.31 残高	R5.6.1～R6.5.31 受入額	R5.6.1～R6.5.31 払出額	R6.5.31 残高
682,020 円	4,596,780 円	4,621,740 円	657,060 円

【執行済システム残高】

R6.5.31 残高
657,060 円

4 監査結果

監査対象期間中の受払額はすべて整合が図られていることを確認した。適正に処理されていた。

【No.7】その他の徴収金（財務部納税課）

1 根拠法令

地方税法第 42 条

2 歳計外科目の概要

福島県へ納入する県民税を本科目から払込みしている。当該月分を翌月 10 日までに納付している。

3 監査対象期間中の受払状況

【現金出納簿】

R5. 5. 31 残高	R5. 6. 1～R6. 5. 31 受入額	R5. 6. 1～R6. 5. 31 払出額	R6. 5. 31 残高
0 円	1, 472, 069, 215 円	1, 459, 767, 587 円	12, 301, 628 円

【執行済システム残高】

R6. 5. 31 残高
12, 301, 628 円

4 監査結果

監査対象期間中の受払額はすべて整合が図られていることを確認した。適正に処理されていた。

【No.8】その他の徴収金（市民・文化スポーツ部市民課）

1 根拠法令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 18 条の 2 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 67 条第 3 項

2 歳計外科目の概要

マイナンバーカードの交付を受けている者が、カードの紛失等により再交付を受ける場合の手数料を受入れ、当該年度分を取りまとめた後に、独立行政法人地方公共団体情報システム機構に払い出すもの。

公的個人認証サービスに係る電子証明書発行手数料として 1 件当たり 200 円、マイナンバーカード再交付手数料として 1 件当たり 800 円を受入れている。

令和 6 年度より【No.9】のスマート窓口推進課へ事務移管した。

3 監査対象期間中の受払状況

【現金出納簿】

R5. 5. 31 残高	R5. 6. 1～R6. 5. 31 受入額	R5. 6. 1～R6. 5. 31 払出額	R6. 5. 31 残高
167, 000 円	880, 400 円	1, 046, 400 円	1, 000 円

【執行済システム残高】

R6. 5. 31 残高
1, 000 円

4 監査結果

監査対象期間中の受払額はすべて整合が図られていることを確認した。適正に処理されていた。

【No.9】その他の徴収金（市民・文化スポーツ部スマート窓口推進課）

1 根拠法令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 18 条の 2
電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 67 条第 3
項

2 歳計外科目の概要

マイナンバーカードの交付を受けている者が、カードの紛失等により再交付を受ける
場合の手数料を受入れ、当該年度分を取りまとめた後に、独立行政法人地方公共団体情報
システム機構に払い出すもの。

公的個人認証サービスに係る電子証明書発行手数料として 1 件当たり 200 円、マイナ
ンバーカード再交付手数料として 1 件当たり 800 円を受入れている。

令和 6 年度より【No.8】の市民課より事務移管した。

3 監査対象期間中の受払状況

【現金出納簿】

R5. 5. 31 残高	R5. 6. 1～R6. 5. 31 受入額	R5. 6. 1～R6. 5. 31 払出額	R6. 5. 31 残高
0 円	1, 258, 000 円	1, 039, 400 円	218, 600 円

【執行済システム残高】

R6. 5. 31 残高
218, 600 円

4 監査結果

監査対象期間中の受払額はすべて整合が図られていることを確認した。適正に処理さ
れていた。

【No.10】入札及び契約保証金（財務部管財課）

1 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 7 第 1 項、第 167 条の 16 第 1 項

2 歳計外科目の概要

一般競争入札において、落札後の確実な契約締結を担保するため、入札金額の 100 分の
5 以上（公有財産及び物品の売払いに係る入札にあつては、予定価格の 100 分の 10 以上）
の額の入札保証金を納付してもらい、落札者以外の入札保証金は還付する。

契約保証金においては、本市が発注する工事や業務委託等の契約締結に当たり、契約の
履行を担保するため、契約代金の 100 分の 10 以上の額（公有財産及び物品の売払いに係
る入札にあつては、入札保証金の額）を納付してもらい、契約履行後に還付する。

3 監査対象期間中の受払状況

【現金出納簿】

R5. 5. 31 残高	R5. 6. 1～R6. 5. 31 受入額	R5. 6. 1～R6. 5. 31 払出額	R6. 5. 31 残高
0 円	16, 913, 600 円	0 円	16, 913, 600 円

【執行済システム残高】

R6. 5. 31 残高
16,913,600 円

4 監査結果

監査対象期間中の受払額はすべて整合が図られていることを確認した。適正に処理されていた。

【No.11】入札及び契約保証金（農政部市場管理課）

1 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 7 第 1 項、第 167 条の 16 第 1 項

2 歳計外科目の概要

一般競争入札において、落札後の確実な契約締結を担保するため、入札金額の 100 分の 5 以上（公有財産及び物品の売払いに係る入札にあつては、予定価格の 100 分の 10 以上）の額の入札保証金を納付してもらい、落札者以外の入札保証金は還付する。

契約保証金においては、本市が発注する工事や業務委託等の契約締結に当たり、契約の履行を担保するため、契約代金の 100 分の 10 以上の額（公有財産及び物品の売払いに係る入札にあつては、入札保証金の額）を納付してもらい、契約履行後に還付する。

3 監査対象期間中の受払状況

【現金出納簿】

R5. 5. 31 残高	R5. 6. 1～R6. 5. 31 受入額	R5. 6. 1～R6. 5. 31 払出額	R6. 5. 31 残高
27,403,000 円	0 円	0 円	27,403,000 円

【執行済システム残高】

R6. 5. 31 残高
27,403,000 円

4 監査結果

監査対象期間中の受払額はすべて整合が図られていることを確認した。適正に処理されていた。

【No.12】入札及び契約保証金（市民・文化スポーツ部市民課）

1 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 7 第 1 項、第 167 条の 16 第 1 項

2 歳計外科目の概要

一般競争入札において、落札後の確実な契約締結を担保するため、入札金額の 100 分の 5 以上（公有財産及び物品の売払いに係る入札にあつては、予定価格の 100 分の 10 以上）の額の入札保証金を納付してもらい、落札者以外の入札保証金は還付する。

契約保証金においては、本市が発注する工事や業務委託等の契約締結に当たり、契約の履行を担保するため、契約代金の 100 分の 10 以上の額（公有財産及び物品の売払いに係る入札にあっては、入札保証金の額）を納付してもらい、契約履行後に還付する。

3 監査対象期間中の受払状況

【現金出納簿】

R5. 5. 31 残高	R5. 6. 1～R6. 5. 31 受入額	R5. 6. 1～R6. 5. 31 払出額	R6. 5. 31 残高
1, 320, 000 円	0 円	1, 320, 000 円	0 円

【執行済システム残高】

R6. 5. 31 残高
0 円

4 監査結果

市民課で所管していた業務委託に係る契約保証金で、令和 6 年度よりスマート窓口推進課へ事務移管したことにより【No.13】に所管替えを行ったもの。適正に処理されていた。

【No.13】入札及び契約保証金（市民・文化スポーツ部スマート窓口推進課）

1 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 7 第 1 項、第 167 条の 16 第 1 項

2 歳計外科目の概要

一般競争入札において、落札後の確実な契約締結を担保するため、入札金額の 100 分の 5 以上（公有財産及び物品の売払いに係る入札にあっては、予定価格の 100 分の 10 以上）の額の入札保証金を納付してもらい、落札者以外の入札保証金は還付する。

契約保証金においては、本市が発注する工事や業務委託等の契約締結に当たり、契約の履行を担保するため、契約代金の 100 分の 10 以上の額（公有財産及び物品の売払いに係る入札にあっては、入札保証金の額）を納付してもらい、契約履行後に還付する。

3 監査対象期間中の受払状況

【現金出納簿】

R5. 5. 31 残高	R5. 6. 1～R6. 5. 31 受入額	R5. 6. 1～R6. 5. 31 払出額	R6. 5. 31 残高
0 円	1, 320, 000 円	1, 320, 000 円	0 円

【執行済システム残高】

R6. 5. 31 残高
0 円

4 監査結果

市民課で所管していた業務委託に係る契約保証金で、令和 6 年度よりスマート窓口推進課へ事務移管したことにより【No.12】より所管替えを行ったもの。監査対象期間中の受払額はすべて整合が図られていることを確認した。適正に処理されていた。

【No.14】入札及び契約保証金（市民・文化スポーツ部定住交流課）

1 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 7 第 1 項、第 167 条の 16 第 1 項

2 歳計外科目の概要

一般競争入札において、落札後の確実な契約締結を担保するため、入札金額の 100 分の 5 以上（公有財産及び物品の売払いに係る入札にあっては、予定価格の 100 分の 10 以上）の額の入札保証金を納付してもらい、落札者以外の入札保証金は還付する。

契約保証金においては、本市が発注する工事や業務委託等の契約締結に当たり、契約の履行を担保するため、契約代金の 100 分の 10 以上の額（公有財産及び物品の売払いに係る入札にあっては、入札保証金の額）を納付してもらい、契約履行後に還付する。

3 監査対象期間中の受払状況

【現金出納簿】

R5. 5. 31 残高	R5. 6. 1～R6. 5. 31 受入額	R5. 6. 1～R6. 5. 31 払出額	R6. 5. 31 残高
0 円	100, 650 円	0 円	100, 650 円

【執行済システム残高】

R6. 5. 31 残高
100, 650 円

4 監査結果

監査対象期間中の受払額はすべて整合が図られていることを確認した。適正に処理されていた。

【No.15】入札及び契約保証金（環境部環境課）

1 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 7 第 1 項、第 167 条の 16 第 1 項

2 歳計外科目の概要

一般競争入札において、落札後の確実な契約締結を担保するため、入札金額の 100 分の 5 以上（公有財産及び物品の売払いに係る入札にあっては、予定価格の 100 分の 10 以上）の額の入札保証金を納付してもらい、落札者以外の入札保証金は還付する。

契約保証金においては、本市が発注する工事や業務委託等の契約締結に当たり、契約の履行を担保するため、契約代金の 100 分の 10 以上の額（公有財産及び物品の売払いに係る入札にあっては、入札保証金の額）を納付してもらい、契約履行後に還付する。

3 監査対象期間中の受払状況

【現金出納簿】

R5. 5. 31 残高	R5. 6. 1～R6. 5. 31 受入額	R5. 6. 1～R6. 5. 31 払出額	R6. 5. 31 残高
0 円	6, 249, 100 円	71, 500 円	6, 177, 600 円

【執行済システム残高】

R6. 5. 31 残高
6, 177, 600 円

4 監査結果

監査対象期間中の受払額はすべて整合が図られていることを確認した。適正に処理されていた。

【No.16】入札及び契約保証金（環境部あぶくまクリーンセンター）

1 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 7 第 1 項、第 167 条の 16 第 1 項

2 歳計外科目の概要

一般競争入札において、落札後の確実な契約締結を担保するため、入札金額の 100 分の 5 以上（公有財産及び物品の売払いに係る入札にあつては、予定価格の 100 分の 10 以上）の額の入札保証金を納付してもらい、落札者以外の入札保証金は還付する。

契約保証金においては、本市が発注する工事や業務委託等の契約締結に当たり、契約の履行を担保するため、契約代金の 100 分の 10 以上の額（公有財産及び物品の売払いに係る入札にあつては、入札保証金の額）を納付してもらい、契約履行後に還付する。

3 監査対象期間中の受払状況

【現金出納簿】

R5. 5. 31 残高	R5. 6. 1～R6. 5. 31 受入額	R5. 6. 1～R6. 5. 31 払出額	R6. 5. 31 残高
4, 675, 000 円	13, 117, 500 円	6, 132, 500 円	11, 660, 000 円

【執行済システム残高】

R6. 5. 31 残高
11, 660, 000 円

4 監査結果

書類調査において、業務委託に係る契約保証金について「入札及び契約保証金」で受入れるべきところを「その他の保証金」の科目で受け入れていたことを確認したが、調査期間中に科目更正を行った。その他の監査対象期間中の受払額はすべて整合が図られていることを確認した。おおむね適正に処理されていた。

【No.17】入札及び契約保証金（環境部環境施設整備室）

1 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 7 第 1 項、第 167 条の 16 第 1 項

2 歳計外科目の概要

一般競争入札において、落札後の確実な契約締結を担保するため、入札金額の 100 分の

5以上(公有財産及び物品の売払いに係る入札にあっては、予定価格の100分の10以上)の額の入札保証金を納付してもらい、落札者以外の入札保証金は還付する。

契約保証金においては、本市が発注する工事や業務委託等の契約締結に当たり、契約の履行を担保するため、契約代金の100分の10以上の額(公有財産及び物品の売払いに係る入札にあっては、入札保証金の額)を納付してもらい、契約履行後に還付する。

3 監査対象期間中の受払状況

【現金出納簿】

R5.5.31 残高	R5.6.1～R6.5.31 受入額	R5.6.1～R6.5.31 払出額	R6.5.31 残高
0 円	18,150,000 円	0 円	18,150,000 円

【執行済システム残高】

R6.5.31 残高
18,150,000 円

4 監査結果

監査対象期間中の受払額はすべて整合が図られていることを確認した。適正に処理されていた。

【No.18】入札及び契約保証金(建設部道路保全課)

1 根拠法令

地方自治法施行令第167条の7第1項、第167条の16第1項

2 歳計外科目の概要

一般競争入札において、落札後の確実な契約締結を担保するため、入札金額の100分の5以上(公有財産及び物品の売払いに係る入札にあっては、予定価格の100分の10以上)の額の入札保証金を納付してもらい、落札者以外の入札保証金は還付する。

契約保証金においては、本市が発注する工事や業務委託等の契約締結に当たり、契約の履行を担保するため、契約代金の100分の10以上の額(公有財産及び物品の売払いに係る入札にあっては、入札保証金の額)を納付してもらい、契約履行後に還付する。

3 監査対象期間中の受払状況

【現金出納簿】

R5.5.31 残高	R5.6.1～R6.5.31 受入額	R5.6.1～R6.5.31 払出額	R6.5.31 残高
2,420,000 円	8,722,450 円	8,777,450 円	2,365,000 円

【執行済システム残高】

R6.5.31 残高
2,365,000 円

4 監査結果

監査対象期間中の受払額はすべて整合が図られていることを確認した。適正に処理されていた。

【No.19】入札及び契約保証金（都市政策部交通政策課）

1 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 7 第 1 項、第 167 条の 16 第 1 項

2 歳計外科目の概要

一般競争入札において、落札後の確実な契約締結を担保するため、入札金額の 100 分の 5 以上（公有財産及び物品の売払いに係る入札にあっては、予定価格の 100 分の 10 以上）の額の入札保証金を納付してもらい、落札者以外の入札保証金は還付する。

契約保証金においては、本市が発注する工事や業務委託等の契約締結に当たり、契約の履行を担保するため、契約代金の 100 分の 10 以上の額（公有財産及び物品の売払いに係る入札にあっては、入札保証金の額）を納付してもらい、契約履行後に還付する。

3 監査対象期間中の受払状況

【現金出納簿】

R5. 5. 31 残高	R5. 6. 1～R6. 5. 31 受入額	R5. 6. 1～R6. 5. 31 払出額	R6. 5. 31 残高
0 円	5, 456, 000 円	0 円	5, 456, 000 円

【執行済システム残高】

R6. 5. 31 残高
5, 456, 000 円

4 監査結果

監査対象期間中の受払額はすべて整合が図られていることを確認した。適正に処理されていた。

【No.20】入札及び契約保証金（都市政策部公園緑地課）

1 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 7 第 1 項、第 167 条の 16 第 1 項

2 歳計外科目の概要

一般競争入札において、落札後の確実な契約締結を担保するため、入札金額の 100 分の 5 以上（公有財産及び物品の売払いに係る入札にあっては、予定価格の 100 分の 10 以上）の額の入札保証金を納付してもらい、落札者以外の入札保証金は還付する。

契約保証金においては、本市が発注する工事や業務委託等の契約締結に当たり、契約の履行を担保するため、契約代金の 100 分の 10 以上の額（公有財産及び物品の売払いに係る入札にあっては、入札保証金の額）を納付してもらい、契約履行後に還付する。

3 監査対象期間中の受払状況

【現金出納簿】

R5. 5. 31 残高	R5. 6. 1～R6. 5. 31 受入額	R5. 6. 1～R6. 5. 31 払出額	R6. 5. 31 残高
0 円	2, 425, 698 円	1, 837, 198 円	588, 500 円

【執行済システム残高】

R6. 5. 31 残高
588, 500 円

4 監査結果

監査対象期間中の受払額はすべて整合が図られていることを確認した。適正に処理されていた。

【No.21】入札及び契約保証金（教育委員会学校教育課）

1 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 7 第 1 項、第 167 条の 16 第 1 項

2 歳計外科目の概要

一般競争入札において、落札後の確実な契約締結を担保するため、入札金額の 100 分の 5 以上（公有財産及び物品の売払いに係る入札にあつては、予定価格の 100 分の 10 以上）の額の入札保証金を納付してもらい、落札者以外の入札保証金は還付する。

契約保証金においては、本市が発注する工事や業務委託等の契約締結に当たり、契約の履行を担保するため、契約代金の 100 分の 10 以上の額（公有財産及び物品の売払いに係る入札にあつては、入札保証金の額）を納付してもらい、契約履行後に還付する。

3 監査対象期間中の受払状況

【現金出納簿】

R5. 5. 31 残高	R5. 6. 1～R6. 5. 31 受入額	R5. 6. 1～R6. 5. 31 払出額	R6. 5. 31 残高
7, 260, 000 円	0 円	0 円	7, 260, 000 円

【執行済システム残高】

R6. 5. 31 残高
7, 260, 000 円

4 監査結果

監査対象期間中の受払額はすべて整合が図られていることを確認した。適正に処理されていた。

【No.22】入札及び契約保証金（教育委員会教育施設管理課）

1 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 7 第 1 項、第 167 条の 16 第 1 項

2 歳計外科目の概要

一般競争入札において、落札後の確実な契約締結を担保するため、入札金額の 100 分の 5 以上（公有財産及び物品の売払いに係る入札にあつては、予定価格の 100 分の 10 以上）の額の入札保証金を納付してもらい、落札者以外の入札保証金は還付する。

契約保証金においては、本市が発注する工事や業務委託等の契約締結に当たり、契約の履行を担保するため、契約代金の100分の10以上の額（公有財産及び物品の売払いに係る入札にあっては、入札保証金の額）を納付してもらい、契約履行後に還付する。

3 監査対象期間中の受払状況

【現金出納簿】

R5.5.31 残高	R5.6.1～R6.5.31 受入額	R5.6.1～R6.5.31 払出額	R6.5.31 残高
8,765,024 円	24,621,076 円	30,614,100 円	2,772,000 円

【執行済システム残高】

R6.5.31 残高
2,772,000 円

4 監査結果

監査対象期間中の受払額はすべて整合が図られていることを確認した。適正に処理されていた。

【No.23】 その他の保証金（財務部納税課）

1 根拠法令

国税徴収法第100条

2 歳計外科目の概要

公売参加者の公売保証金。買受人からの公売保証金は買受代金へ充当し、買受人以外の参加者からの公売保証金はその者へ返還する。

3 監査対象期間中の受払状況

【現金出納簿】

R5.5.31 残高	R5.6.1～R6.5.31 受入額	R5.6.1～R6.5.31 払出額	R6.5.31 残高
500 円	2,670,000 円	2,670,000 円	500 円

【執行済システム残高】

R6.5.31 残高
500 円

4 監査結果

監査対象期間中の受払額はすべて整合が図られていることを確認したが、令和5年5月末時点の残高500円について聞き取りを行ったところ、平成30年に受入れしたものであることを確認した。受入れから5年以上経過していることから、現金の出納及び保管の所掌課である会計課等と十分な協議を行ったうえで、適切に整理されたい。

【No.24】差押物件公売代金（財務部納税課）

1 根拠法令

国税徴収法第 47 条第 1 項、第 67 条、第 115 条第 1 項及び第 3 項、第 128 条、第 129 条

2 歳計外科目の概要

市税等の未納に伴う差押・公売・競売により執行機関から市へ配当される現金については、市税債権への充当作業を経るまでの間、収納する歳入科目等が確定しないことから、本科目に保管するもの。

3 監査対象期間中の受払状況

【現金出納簿】

R5. 5. 31 残高	R5. 6. 1～R6. 5. 31 受入額	R5. 6. 1～R6. 5. 31 払出額	R6. 5. 31 残高
572, 230 円	228, 690, 904 円	228, 088, 157 円	1, 174, 977 円

【執行済システム残高】

R6. 5. 31 残高
3, 406, 089 円

4 監査結果

令和 6 年 5 月末時点の現金出納簿残高と財務会計システム残高に 2, 231, 112 円の差異があるが、これは財務会計システムに受払のデータが反映するタイミングが月をまたいだことによるものであり、実際の残高は一致している。監査対象期間中の受払額はすべて整合が図られていることを確認した。適正に処理されていた。

【No.25】市営住宅の敷金（都市政策部住宅政策課）

1 根拠法令

公営住宅法 第 18 条第 1 項

2 歳計外科目の概要

市営住宅入居時に、家賃の 2 か月分を敷金として徴収する。賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは弁済に充てることができ、これらを控除した金額を退去時に還付していたが、令和 5 年度より敷金の徴収を廃止。現在は入居者への返金や損害賠償金への振替により清算を行っている。

3 監査対象期間中の受払状況

【現金出納簿】

R5. 5. 31 残高	R5. 6. 1～R6. 5. 31 受入額	R5. 6. 1～R6. 5. 31 払出額	R6. 5. 31 残高
104, 968, 563 円	210, 200 円	98, 154, 660 円	7, 024, 103 円

【執行済システム残高】

R6. 5. 31 残高
7, 024, 103 円

4 監査結果

市営住宅の敷金は、令和5年度より敷金の徴収を廃止し、現在は払出しのみを行っている。現金出納簿の受入額があるのは、口座振込不能の組戻処理等によるものである。監査対象期間中の受払額はすべて整合が図られていることを確認した。予定している令和6年度内の清算へ向け、引き続き適正な事務の執行にあたられたい。

【No.26】市町村職員共済組合貸付金等（総務部人事課）

1 根拠法令

地方公務員等共済組合法第112条第1項

2 歳計外科目の概要

職員に給与や報酬を支払う際に控除した返済金を受入れ、給与支給日（給与支給日が土日祝日の場合は前営業日）に福島県市町村職員共済組合に支払うもの。

3 監査対象期間中の受払状況

R5.5.31 残高	R5.6.1～R6.5.31 受入額	R5.6.1～R6.5.31 払出額	R6.5.31 残高
0 円	50,163,196 円	50,163,196 円	0 円

【執行済システム残高】

R6.5.31 残高
0 円

4 監査結果

監査対象期間中の受払額はすべて整合が図られていることを確認した。適正に処理されていた。

【No.27】事業主負担金（総務部人事課）

1 根拠法令

【共済組合事業主負担金】地方公務員等共済組合法第116条

【地方公務員災害補償金概算払負担金】地方公務員災害補償法施行規則第42条

【非常勤職員公務災害補償負担金】地方公務員災害補償法第69条

2 歳計外科目の概要

【共済組合事業主負担金】

在職派遣職員等の共済組合事業主負担金を受入れ、毎月25日（25日が土日祝日の場合は前営業日）に福島県市町村職員共済組合に支払うもの。

【地方公務員災害補償金概算払負担金】

毎年度初めに公務災害に係る概算負担金（水道事業会計分）を水道事業会計から受入れ、地方公務員災害補償基金福島支部に支払うもの。

【非常勤職員公務災害補償負担金】

毎年4回（おおむね3か月ごとで水道事業会計分がある場合）に非常勤職員公務災害に係る負担金（水道事業会計分）を水道事業会計から受入れ、福島県市町村総合事務組合に支払うもの。

3 監査対象期間中の受払状況

【現金出納簿】

R5. 5. 31 残高	R5. 6. 1～R6. 5. 31 受入額	R5. 6. 1～R6. 5. 31 払出額	R6. 5. 31 残高
2,594 円	162,979,197 円	162,979,197 円	2,594 円

【執行済システム残高】

R6. 5. 31 残高
7,521 円

4 監査結果

人事課では、この科目で3つの負担金を管理している。監査対象期間中の受払額はすべて整合が図られていることを確認したが、2,594 円の現金出納簿残高及び7,521 円の財務会計システム残高が生じていた。

人事課の調査により、現金出納簿残高は記載誤りのため修正した。また、財務会計システム残高については、平成22年から平成24年に余剰金が発生したことを確認し、支出費目の誤りによるものと判明した。令和6年6月に、正規の費目より余剰額を減額することによって、令和6年9月末現在、財務会計システム残高と現金出納簿残高は内訳不明のない正しい残高となり、差異は解消している。

【No.28】消防団員退職報償金等（消防本部消防総務課）

1 根拠法令

消防組織法第25条

2 歳計外科目の概要

退職した消防団員に対し支払われる退職報償金について、消防基金から市町村を經由して支給をするため、消防基金から本科目に一旦受入れ、消防団員に払出しを行っている。

3 監査対象期間中の受払状況

【現金出納簿】

R5. 5. 31 残高	R5. 6. 1～R6. 5. 31 受入額	R5. 6. 1～R6. 5. 31 払出額	R6. 5. 31 残高
102,341,000 円	20,216,000 円	109,136,000 円	13,421,000 円

【執行済システム残高】

R6. 5. 31 残高
13,421,000 円

4 監査結果

監査対象期間中の受払額はすべて整合が図られていることを確認した。適正に処理されていた。

【No.29】その他の保管金（総務部人事課）

1 根拠法令

【財形貯蓄預入金】勤労者財産形成促進法第6条

【共済貯金預入金】地方公務員等共済組合法第112条第1項

【福祉互助会預入金】【全国市長会任意共済・個人年金預入金】地方公務員法第25条第2項

【積立年金共済制度いしずえ預入金・遺族付加年金預入金】地方公務員法第25条第2項、地方公務員等共済組合法第112条第1項

【社会保険料事業主負担金】厚生年金保険法第82条第2項、健康保険法第161条第2項、子ども・子育て支援法第71条

2 歳計外科目の概要

【財形貯蓄預入金】職員に給与や報酬を支払う際に控除した預入金を受入れ、給与支給日（給与支給日が土日祝日の場合は前営業日）に各金融機関へ支払うもの。

【共済貯金預入金】職員に給与や報酬を支払う際に控除した預入金を受入れ、給与支給日（給与支給日が土日祝日の場合は前営業日）に福島県市町村職員共済組合に支払うもの。

【福祉互助会預入金】職員に給与や報酬を支払う際に控除した預入金を受入れ、給与支給日（給与支給日が土日祝日の場合は前営業日）に福島県市町村職員福祉互助会に支払うもの。

【全国市長会任意共済・個人年金預入金】職員に給与や報酬を支払う際に控除した預入金を受入れ、給与支給日（給与支給日が土日祝日の場合は前営業日）に生命保険会社に支払うもの。

【積立年金共済制度いしずえ預入金・遺族付加年金預入金】職員に給与や報酬を支払う際に控除した預入金を受入れ、給与支給日（給与支給日が土日祝日の場合は前営業日）に生命保険会社に支払うもの。

【社会保険料事業主負担金】在職派遣職員等の社会保険料事業主負担金を受入れ、毎月末までに厚生労働省年金局に支払うもの。

3 監査対象期間中の受払状況

【現金出納簿】

R5.5.31 残高	R5.6.1～R6.5.31 受入額	R5.6.1～R6.5.31 払出額	R6.5.31 残高
0 円	601,082,698 円	601,082,698 円	0 円

【執行済システム残高】

R6.5.31 残高
△273,965 円

4 監査結果

人事課ではこの科目で多数の預入金等を管理しており、監査対象期間中の受払額はすべて整合が図られていることを確認したが、財務会計システムに△273,965 円の残高が生じていた。人事課の調査により、支出費目の誤りや、財形貯蓄等の還付や徴収の未済によるものと判明した。

令和6年8月までに正規の費目からの支出や、職員への還付や追徴を行うことによって、令和6年9月末現在、財務会計システム残高と現金出納簿残高は内訳不明のない正しい残高となり、差異は解消している。

また、休職中の職員に係る未収金を1件確認した。督促は人事課で行っている。

【No.30】その他の保管金（財務部納税課）

1 根拠法令

国税徴収法第47条第1項、地方税法第17条

2 歳計外科目の概要

過誤納金又は取立金に残余がある場合に、本人へ還付するまでに保管するもの。

3 監査対象期間中の受払状況

【現金出納簿】

R5.5.31 残高	R5.6.1～R6.5.31 受入額	R5.6.1～R6.5.31 払出額	R6.5.31 残高
246,800 円	29,512,000 円	29,512,000 円	246,800 円

【執行済システム残高】

R6.5.31 残高
246,800 円

4 監査結果

監査対象期間中の受払額はすべて整合が図られていることを確認したが、令和5年5月末時点の残高246,800円は、4件の還付未済金であり、そのうち古いものは令和元年5月に受入れたものであることを確認した。受入れから5年以上経過していることから、現金の出納及び保管の所掌課である会計課等と十分な協議を行ったうえで、適切に整理されたい。

【No.31】その他の保管金（健康福祉部共生社会推進課）

1 根拠法令

高齢者の医療の確保に関する法律第84条第1項、第85条第1項

2 歳計外科目の概要

重度心身障がい者医療助成受給資格を有する後期高齢者医療保険加入者の高額療養費及び高額介護合算療養費として市に送金される金額のうち、受給者個人への返還分に相当する金額を本科目に受入れ、対象者へ払出すもの。

3 監査対象期間中の受払状況

【現金出納簿】

R5.5.31 残高	R5.6.1～R6.5.31 受入額	R5.6.1～R6.5.31 払出額	R6.5.31 残高
167,711 円	1,561,116 円	1,460,364 円	268,463 円

【執行済システム残高】

R6. 5. 31 残高
272, 067 円

4 監査結果

令和6年5月末時点の現金出納簿残高と財務会計システム残高に 3, 604 円の差異を確認したが、これは、福島県後期高齢者医療広域連合への払込み1件について、現金出納簿への記載と財務会計システムへの反映のタイミングが月をまたいだことによるものである。監査対象期間中の受払額はすべて整合が図られていることを確認した。適正に処理されていた。

【No.32】その他の保管金（健康福祉部生活福祉課）

1 根拠法令

生活保護法第37条の2、第76条第1項

行旅病人及び行旅死亡人取扱法第12条

2 歳計外科目の概要

生活保護法による生活扶助費及び住宅扶助費、生活保護法適用死亡人、行旅死亡人の遺留金

3 監査対象期間中の受払状況

【現金出納簿】

R5. 5. 31 残高	R5. 6. 1～R6. 5. 31 受入額	R5. 6. 1～R6. 5. 31 払出額	R6. 5. 31 残高
243, 446 円	18, 784, 844 円	18, 784, 844 円	243, 446 円

【執行済システム残高】

R6. 5. 31 残高
243, 446 円

4 監査結果

監査対象期間中の受払額はすべて整合が図られていたが、令和5年5月末時点の残高である243, 446円については、平成26年3月に相続人不存在の遺留金等をまとめて歳計外現金として受け入れたものであり、その内訳や発生時期等については不明であった。生活保護法施行規則第22条第2項では相続財産清算人の選任請求を行い引き渡すこととなっているが、選任請求に係る費用に満たないと見込まれるものであることから、その他の保管金として保管していたものである。

また、令和元年から催告を継続している未収金を1件確認した。

【No.33】その他の保管金（健康福祉部長寿福祉課）

1 根拠法令

老人福祉法第 27 条

2 歳計外科目の概要

措置入所者の遺留金について、措置入所者が死亡し、葬祭等を行うものがない場合、その費用に充て、残余分を供託先に払出すまでの間、一時保管するもの。

3 監査対象期間中の受払状況

【現金出納簿】

R5. 5. 31 残高	R5. 6. 1～R6. 5. 31 受入額	R5. 6. 1～R6. 5. 31 払出額	R6. 5. 31 残高
0 円	186, 213 円	60, 000 円	126, 213 円

【執行済システム残高】

R6. 5. 31 残高
126, 213 円

4 監査結果

監査対象期間中の受払額はすべて整合が図られていることを確認した。適正に処理されていた。

【No.34】その他の保管金（健康福祉部保健総務課）

1 根拠法令

なし

2 歳計外科目の概要

許可に関する手数料の徴収に係る過誤納金

3 監査対象期間中の受払状況

【現金出納簿】

R5. 5. 31 残高	R5. 6. 1～R6. 5. 31 受入額	R5. 6. 1～R6. 5. 31 払出額	R6. 5. 31 残高
11, 000 円	0 円	0 円	11, 000 円

【執行済システム残高】

R6. 5. 31 残高
11, 000 円

4 監査結果

許可関係の手数料徴収の際に発生した過誤納金を歳計外現金として保管していた。法律又は政令にこのような現金を歳計外現金として取り扱うことのできる規定はなかった。

【No.35】その他の保管金（こども未来部幼稚園・保育課）

1 根拠法令

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第4条第5項

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令附則第5条

2 歳計外科目の概要

幼稚園・保育所等の管理下における在籍するこどもの災害に対して、決定があった給付金を本科目に受入れ、該当児の保護者へ支給するもの。当月10日までに請求した給付金が月末に振り込まれ、翌月第三木曜日に払出しをしている。

3 監査対象期間中の受払状況

【現金出納簿】

R5.5.31 残高	R5.6.1～R6.5.31 受入額	R5.6.1～R6.5.31 払出額	R6.5.31 残高
223,126 円	157,452 円	376,567 円	4,011 円

【執行済システム残高】

R6.5.31 残高
4,011 円

4 監査結果

監査対象期間中の受払額はすべて整合が図られていることを確認した。適正に処理されていた。

【No.36】その他の保管金（都市政策部住宅政策課）

1 根拠法令

民事執行法第14条

2 歳計外科目の概要

市営住宅の執行明渡しを行うため、裁判所が執行に要すると算定した金額を一般会計より納付し明渡しを行い、執行費用精算後に残額が生じた場合、予納金還付として本科目へ一旦受け入れ、一般会計の歳出科目へ振り替えるもの。

3 監査対象期間中の受払状況

【現金出納簿】

R5.5.31 残高	R5.6.1～R6.5.31 受入額	R5.6.1～R6.5.31 払出額	R6.5.31 残高
0 円	916,125 円	916,125 円	0 円

【執行済システム残高】

R6.5.31 残高
0 円

4 監査結果

監査対象期間中の受払額はすべて整合が図られていることを確認した。適正に処理されていた。

【No.37】その他の保管金（教育委員会学校教育課）

1 根拠法令

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第4条第5項

2 歳計外科目の概要

学校管理下における児童生徒等の災害に対して、決定があった給付金を本科目に受入れ、これらを該当児童生徒の保護者に本科目から支給している。先月請求分を翌月第三木曜日に払出している。

3 監査対象期間中の受払状況

【現金出納簿】

R5.5.31 残高	R5.6.1～R6.5.31 受入額	R5.6.1～R6.5.31 払出額	R6.5.31 残高
228,106 円	9,544,062 円	9,630,674 円	141,494 円

【執行済システム残高】

R6.5.31 残高
141,494 円

4 監査結果

監査対象期間中の受払額はすべて整合が図られていることを確認した。適正に処理されていた。

【No.38】預り保証金（都市政策部下水道総務課）

1 根拠法令

地方自治法施行令第167条の7第1項、第167条の16第1項、
地方公営企業法施行令第21条の14

2 歳計外科目の概要

下水道事業において発注する工事や業務委託等の契約締結にあたり、契約の履行を担保するため、契約代金の100分の10以上の額（公有財産及び物品の売払いに係る入札にあっては、入札保証金の額）を納付してもらい、契約履行後に還付する契約保証金。

3 監査対象期間中の受払状況

【現金出納簿】

R5.5.31 残高	R5.6.1～R6.5.31 受入額	R5.6.1～R6.5.31 払出額	R6.5.31 残高
0 円	4,884,000 円	1,089,000 円	3,795,000 円

【執行済システム残高】

R6.5.31 残高
3,795,000 円

4 監査結果

監査対象期間中の受払額はすべて整合が図られていることを確認した。適正に処理されていた。

【No.39】 その他預り金（都市政策部下水道総務課）

1 根拠法令

地方公営企業法第 21 条

国税徴収法第 67 条

2 歳計外科目の概要

下水道使用料及び下水道事業受益者負担金の還付未済分について、還付までの間保管するもの及び差押給付金銭について充当先が決定するまで一時保管するもの。

3 監査対象期間中の受払状況

【現金出納簿】

R5. 5. 31 残高	R5. 6. 1～R6. 5. 31 受入額	R5. 6. 1～R6. 5. 31 払出額	R6. 5. 31 残高
106, 382 円	1, 400, 491 円	1, 414, 649 円	92, 224 円

【執行済システム残高】

R6. 5. 31 残高
92, 224 円

4 監査結果

本市の下水道事業会計は、企業会計を一部適用しているため、企業会計システムと財務会計システムの両方で財務処理を行っている。使用料等の徴収において発生した過誤納による還付金については、歳計外現金の「預り金」の科目を使用している。これは、福島市下水道等事業の財務に関する特例を定める規則第 66 条「保証金、施行令第 22 条の 6 第 2 項の規定による現金又はその他の下水道等事業の収入に属さない現金を受け入れた場合は、これを預り金として次の各号のいずれかに掲げる区分により整理しなければならない」という規定に基づくものである。

監査対象期間中の受払額はすべて整合が図られていることを確認した。適正に処理されていた。

【No.40】 その他預り金（都市政策部下水道総務課）

1 根拠法令

地方公営企業法第 21 条

2 歳計外科目の概要

農業集落排水施設使用料の還付未済分について、還付までの間保管するもの。

3 監査対象期間中の受払状況

【現金出納簿】

R5. 5. 31 残高	R5. 6. 1～R6. 5. 31 受入額	R5. 6. 1～R6. 5. 31 払出額	R6. 5. 31 残高
40, 060 円	73, 838 円	70, 393 円	43, 505 円

【執行済システム残高】

R6. 5. 31 残高
43, 505 円

4 監査結果

この科目は、農業集落排水事業会計に係る預り金であり、No.39 と同様である。監査対象期間中の受払額はすべて整合が図られていることを確認した。適正に処理されていた。

第3 むすび

1 改善や検討を要する事項

調査票による調査及び個別調査を実施した結果、改善や検討を要する事項は次のとおりである。該当する所管課等においては、それぞれ必要な措置を講じられたい。

(1) 歳計外現金の根拠法令について

歳計外現金は、地方自治法第 235 条の 4 第 2 項において、法律又は政令の規定によるのでなければ保管することができないとされている。しかし、「その他の保管金」の科目について、保健総務課では、手数料徴収の際に生じた過誤納金を保管していた。

法律又は政令に、このような現金を歳計外現金として取り扱うことのできる規定がないことから、今後は歳計現金として適正に事務処理されたい。

(2) 受入れに係る未収金の取扱いについて

歳計外現金の受入れに係る未収金が生じている事例が、人事課及び生活福祉課において 4 件確認された。回収に向けた対策は講じているものの、歳計外現金を払出しているにもかかわらず、受入れに未収が生じている場合、未収分を市が立て替えていることになり、市の負担となっている。

歳計外現金の受入れに係る未収が生じている科目にあつては、引き続き回収に努めるとともに、回収が困難な場合には、債権管理担当課と十分な協議を行ったうえで、必要な措置を講じられたい。

(3) 残高の確認について

今回の調査において現金出納簿と財務会計システムの残高に差異があった人事課の「厚生年金及び健康保険料」「共済組合掛金等」「事業主負担金」「その他の保管金」について、現金出納簿と財務会計システムの残高の突合を行っていなかったことにより、不一致が解消されないまま過年度から残高が繰り越されていた。

個別調査の監査結果にあるとおり、現金出納簿の修正、財務会計システムについては正規の費目より支出等することや職員への還付や追徴により、いずれの残高も内訳不明のない正しい残高となり、調査期間内に差異は解消されているが、今後においても、受払状況が常時適正に把握・管理されるよう、適正な事務処理に努められたい。

(4) 長期間滞留している歳計外現金について

生活福祉課において「その他の保管金」として保管している相続人不明の遺留金等について 10 年以上前から保管している事例が確認された。身寄りがいない方が亡くなった時に所持していた遺留金については、葬祭費用等の必要な費用に充てたうえで、なお残るものがある場合には、相続人がいる場合は相続人に引き渡し、相続人が不明あるいは相続人全員が相続放棄した場合は、家庭裁判所が選任した相続財産

清算人（清算人が相続財産の管理・清算を行う相続財産管理制度 民法第 952 条）、あるいは供託所（法務局に遺留金を供託する弁済供託制度 民法第 494 条）により処理することとされている。

本市に属さない現金を長期間保管することにより、遺留金等に関する情報が失われるリスクがあることから、遺留金については、相続人への引渡し、あるいは相続財産清算人の選任や弁済供託等を行うなど、その解消に努められたい。

また、納税課において「その他の保証金」及び「その他の保管金」として5年以上保管している還付未済金が確認された。前述のとおり、現金の長期間の保管によるリスクを防ぐ観点からも、現金の出納及び保管の所掌課である会計課と十分な協議を行ったうえで、適切に整理されたい。

（5）歳計外現金の管理について

歳計外現金の出納及び保管にあたっては、前述のとおり改善や検討を要する事項が認められた。

このため、現金の出納及び保管を所掌する会計課においては、所管課等に対し、適切な指導・助言を行い、歳計外現金の受払いや残高確認及び長期滞留金の取扱いについて改めて庁内に周知する等、適正な事務執行体制の確立を図られたい。

2 総括

今回、行政監査の対象とした歳計外現金は、地方自治法第 235 条の 4 第 2 項において「地方公共団体は、債権の担保として徴するもののほか、地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるのでなければ保管することができない」とされており、また、保管期間が長期になるものや、保管金額が多額のものなど、様々な性質を持つ現金である。このことから、事務処理にあたっては、法令や、本市の諸規定等を適宜確認し、市の歳計現金と同様に厳格な取扱いを行うという認識が必要であるが、調査票において根拠法令を確認したところ、保管の根拠となる法令や政令の規定がない現金や、法律・政令以外を保管の根拠として認識している事例が見られた。

法令に基づいた事務処理の執行は、地方自治の根幹であるため、歳計外現金を取り扱う所属においては、根拠となる法令について改めて確認し、適正に対応する必要がある。

また、監査対象期間中の事務処理においては、職員の知識や確認の不足による科目の相違や、納付書の使用誤り等の不備が若干見受けられたが、書面調査時点ではおおむね適正な処理が行われていた。

本市において発生した、令和 6 年 2 月の契約保証金の返還漏れを受け、会計課は、全部局を対象に、歳計外現金の残高の内訳について点検を実施し、結果、約 254 万円の内訳不明金が判明した。原因は、現金出納簿残高と財務会計システム残高の照合を行っていなかったことによるもので、この不明金については、内訳の特定が困難であるため、同年 5 月末に一般会計の歳入へ受入れた。今回、調査票において確認された現金出納簿と財務会計システムとの差異については、会計課の点検期間内に調査が終了しなかつ

た人事課所管分の受託等徴収金及び保管金であるが、個別調査の監査結果にあるとおり、9月末時点で差異は解消している。

これらのことから、会計課では、毎月末の残高内訳の点検を継続して実施しており、残高内訳の確認を促すことにより、未収の確認や払出し漏れの防止及び残高の管理に努めているところである。会計課においては、歳計外現金の所管課等への指導・助言を一層強化し、本市の歳計外現金の適正管理に努められることを要望する。

歳計外現金が公金であって、市民等の現金を保管していることの重要性を十分に認識し、厳正な事務処理を行うとともに、今後においては、監査の結果を踏まえ、歳計外現金の受入れに係る未収や、払出しの遅延、不明金の発生等により、市民等の信頼を著しく損なうことのないよう、事務にあたる職員一人ひとりが制度を理解し、適正かつ効果的、効率的な事務処理が執行されることを望むものである。